

令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 25 日

砥部町告示第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内の遺族会の活動を支援するため、遺族会活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる遺族会は、次に掲げるものとする。

- (1) 砥部地区遺族会
- (2) 原町遺族会
- (3) 広田地区戦没者遺族会

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 戦没者遺族の福祉の増進に関する事業
- (2) その他町長が必要と認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる事業に要する経費とする。ただし、慶弔費、飲食費（会議等における茶菓子及び来賓等への弁当のほか、補助目的と飲食費が密接に関わるものを除く。）は補助対象としない。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする遺族会は、遺族会活動費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに遺族会活動費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた遺族会（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、その内容を変更（事業の趣旨を変更しない程度の軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ遺族会活動費補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに遺族会活動費補助事業実績報

告書（様式第4号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、遺族会活動費補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、遺族会活動費補助金精算払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 町長は、前2条の規定に関わらず、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、遺族会活動費補助金概算払請求書（様式第7号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

（1）この告示及び補助金の交付条件に違反したとき。

（2）この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3）その他補助金事業の施行について、不正の行為があったとき。

（関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

遺族会活動費補助金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所

遺族会名

会 長 名

令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添 付 書 類

- (1) 事業計画書又は総会資料
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

遺族会活動費補助金交付決定通知書

砥部町指令 6 砥介第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和 年 月 日付けで申請のありました令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金については、令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付します。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる経費は、要綱第 4 条に定める経費とする。

遺族会活動費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

住 所
遺族会名
会 長 名

令和 年 月 日付け砥部町指令 6 砥介第 号で、補助金交付決定の通知があつた令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金について、令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更する理由

2 補助金交付変更額

既 交 付 決 定 額	<u>金</u>	<u>円</u>
変更承認申請額	<u>金</u>	<u>円</u>
差 引 増 減 額	<u>金</u>	<u>円</u>

3 事業変更計画書

4 収支予算書

5 その他参考となる資料

様式第 4 号（第 8 条関係）

遺族会活動費補助事業実績報告書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所

遺族会名

会 長 名

令和 年 月 日付け砥部町指令 6 砥介第 号で、補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金について、令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 活動報告書

2 収支決算書

遺族会活動費補助金確定通知書

6 砥介第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和 年 月 日付けで報告のありました令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金については、次のとおり交付します。

- 1 補助金の額 金 _____ 円
- 2 補助金の対象となる経費は、要綱第 4 条に定める経費とする。

遺族会活動費補助金精算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

住 所
遺族会名
会 長 名



令和 年 月 日付け 6 砥介第 号で、補助金確定の通知があった令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金について、令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

（内 訳）

交付決定通知額 金 _____ 円

概算払受領済額 金 _____ 円

今 回 請 求 額 金 _____ 円

遺族会活動費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

住 所
遺族会名
会 長 名



令和 年 月 日付け砥部町指令 6 砥介第 号で、交付金交付決定の通知があつた令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金について、令和 6 年度砥部町遺族会活動費補助金交付要綱第12条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

（内 訳）

交付決定通知額 金 _____ 円

概算払受領済額 金 _____ 円

今 回 請 求 額 金 _____ 円

残 額 金 _____ 円